

市民意見の集約方法、その内容について

1 意見聴取

(1) 方法等

	案 1	案 2
方法	審議 ⇒ 会議における意見聴取 (条例第 2・5・6 条 ※1)	調査 ⇒ 会議外での意見聴取(意見交換) (条例第 2 条)
委員数	全員 (過半数で成立)	適宜、委員会で決定 (例 1 委員全員を班分け) (例 2 数名の委員で固定)
運営	会議として原則公開 その他条例の基づく運営	会場、公開等は相手方と協議 (会議ではないため、公開は任意) 調査結果を委員会会議で報告
必要経費	委員報酬・費用弁償 意見発言者謝礼	委員報酬・費用弁償 (意見発言者謝礼 ※2)

※1 表中の条例は、弘前市自治基本条例市民検討委員会条例

※2 無償での協力を依頼

(2) 相手方

次のとおり中間報告における主体の属性毎に選定（1 主体に対し 2 団体以上も可）

主体	案 (団体名等)
市民	意見募集で対応
学生	
子ども	
コミュニティ	
事業者	

(3) 参考 (弘前市自治基本条例市民検討委員会条例 (抜粋))

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、自治基本条例に関する事項について調査審議する。

第 3 条、第 4 条 [略]

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

2 意見募集

(1) 内容

市HP等の媒体により中間報告書に対する市民の意見を広く募集するもの。

なお、寄せられた意見は、審議の参考とするものであるが、それぞれに対する回答はしない。

(2) 対象

中間報告における市民（＝市内に居住する人）

(3) 募集期間

手続等完了後（H25.8中頃以降）からH25.11末日まで

(4) 媒体、掲載概要等

媒体等 概要	市ホームページ	広報ひろさき (10/1号 ※1)	概要版（※2）
自治基本条例とは。	既存		○
意見募集の旨	○	○	○
中間報告の概要	○		△（抜粋）
中間報告の全文	○		
検討状況	○		
今後の予定	○		
問合せ、提出先	○	○	○
その他		詳細は、市HPに掲載し、概要版は、 公共施設にある旨	詳細は、市HPに掲載してある旨

※1 以後も可能な限り随時

※2 規格等 A3二つ折りカラー 1,400枚

配布予定 公共施設等、意見交換時、フォーラム